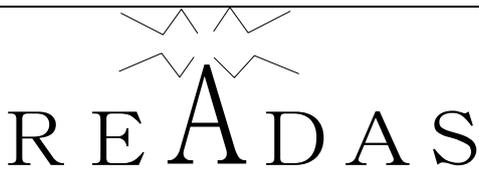


第 5421 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2016年)平成28年 3月 4日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyou.com>

⇨ 相続時精算課税制度活用のポイント

Q：相続時精算課税制度は、一度選択したらずっと続けなければならないそうですが、どういう人が活用したらいいのですか？

A：次のような人に向いています。

【解説】

次のような人は、相続時精算課税制度のメリットが受けられるでしょう。

①相続税がかからない人

相続時精算課税制度とは、一定の直系親族間に認められた贈与の特例で、2,500万円までの贈与には贈与税がかからず、それを超える部分の金額に対して一律20%の税率で贈与税がかかり、その贈与した財産は、相続時に持ち戻しされて相続税の対象に取り込まれる制度です。したがって、もともと相続税がかからないという人であれば、積極的にこの制度を使うといいでしょう。

②相続税の実効税率が20%以内の人

相続時精算課税制度は、贈与財産のうち2,500万円を超える部分に対して一律20%の税率の贈与税が課せられます。したがって、相続税がかかる人で、その実効税率が20%以内という人であれば、税金を先に払うか後に払うかという違いはありますが、早い段階で財産の移転ができ、かつ、計画的に贈与が行えるという点で、この制度を活用するメリットがあるといえます。

③相続税の実効税率が20%を超える人

相続税の節税効果はあまりありませんが、収益物件や値上がりが見込まれる財産、確実に承継させたい財産などの贈与は効果的です。

